

## 中之条町住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新エネルギー活用促進のひとつとして、町民の積極的な自然エネルギー利用を支援し、循環型のまちづくり推進と環境への意識高揚と町内施工業者の振興を図るため、再生可能エネルギーを利用した設備を住宅に設置する者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象機器)

第2条 補助の対象となる再生可能エネルギーシステム（以下「システム」という。）は、次の各号に掲げるものとし、各システムの要件等は、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム
- (3) ホームエネルギーマネジメントシステム（以下「HEMS」という。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（法人を除く。）は、町内に住所を有する者で、自らが所有し若しくは自ら居住する町内の住宅等（併用住宅を含む。）にシステムを設置する者又はシステムが設置された新築住宅を購入する者とする。

2 補助の申請を行う者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 各システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし、過去に同一システムに係る町の補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 世帯の全員が町税及び使用料を滞納していないこと。
- (3) システムが太陽光発電システムである場合は、発電した電力が当該システムを設置した住宅等で消費され、かつ、電力会社と余剰電力の買取り契約を締結する見込みがあること。
- (4) HEMSについては、太陽光発電システム又は定置用リチウムイオン蓄電池システムのいずれかと同時に申請すること。

(補助金の額)

第4条 補助の対象となるシステムの補助金の交付額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り

捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の書類を添付し、電力受給開始後180日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置工事請負契約書の写し
- (2) システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) システムの仕様が確認できる書類
- (4) システムを設置した住宅の位置図
- (5) システムの状況が確認できる写真
- (6) 購入電力量が確認できる書類の写し（太陽光発電システムの場合に限る。）
- (7) しゅん工検査の試験記録書の写し、又は保証書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の可否を決定する。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、発電システム補助金交付請求書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消及び返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(報告)

第9条 町長は、発電システムの運用に関し必要があるときは、申請者に対して報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の中之条町住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用し、令和3年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

対象機器	機器要件
太陽光発電システム	(1) 低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。 (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満であること。 (3) 未使用品であること。
定置用リチウムイオン蓄電池システム	(1) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(S I I)の定置用リン蓄電池システム ちウムイオン蓄電池導入支援事業における補助対象機器であること。 (2) 蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。 (3) 常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。 (4) 未使用品であること。
ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)	(1) 住居の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。 (2) ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 (3) ECHONET Liteによる空調・照明等を制御

	<p>する機能を有していること。</p> <p>(4) 常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。</p> <p>(5) 未使用品であること。</p>
--	--

別表第2（第4条関係）

対象機器	補助金額	補助金限度額
太陽光発電システム	システム容量に1キロワット当たり5万円を乗じて得た額	20万円
定置用リチウムイオン蓄電池システム	システム容量に1キロワットアワー当たり3万円を乗じて得た額	15万円
ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	対象システムの購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に10分の1を乗じて得た額	2万円

備考

- 1 太陽光発電システムの最大出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下3位を四捨五入する。）で算出する。
- 2 複数の対象機器による補助申請を行う場合は、その補助額を合算する。
- 3 対象機器区分ごとに千円未満の端数は、切り捨てるものとする。